



建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'03/10

No. 98



来年3月開業の上越新幹線「本庄早稲田駅」(本庄市提供)

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。



街並みの中で

島村 健

時折、私は気分転換と運動不足解消のため家の周辺を散策することがあります。休日ののんびりとした街並みを歩いていると、普段クルマに乗ってでは見えない風景やモノが見えてきます。

人間の移動手段として、「歩く」こと以外の原動機の付いた乗り物が発明されたのは、人類の歴史の中ではつい最近のことではなかったでしょうか。先人達はどこへ行くにも自らの脚だけが頼りだったのです。今のように目的地まで短時間で到着することは決して無く、半日がかかり、あるいは一日がかかりというゆっくりとした時間の流れの中での暮らしだったのでしょうか。

乗り物、特に自動車の出現によって道路網は着実に整備され、道路は人の歩く幅から次第に幅広く、走行性を快適なものにするための技術も飛躍的な進歩をとげ、それに伴い私達のアスファルト合材協会も発展してまいりました。

クルマ社会と共に整備されてきた道路もクルマ中心から歩行者保護、更には環境保護を目的としたものに、その性格を変えてきたように思います。モータリゼーションの先進地であるヨーロッパ諸国ではサイクルスポーツの発展もあり車道・歩道・自転車道の完全分離がされているようです。

我が国でも高速道路・国道・主要地方道では騒音防止・排水効果の向上を目的として、排水性アスファルト合材が研究・開発され、実際に施工されており相当の成果をあげております。

反面、私達の業界を取り巻く環境は非常に厳しく、平成16年度公共投資予算は今年度より3%減となっており建設投資もピーク期の1992年度には年間84兆円を数えていたものが、今年度は54兆円を割り込むまでに落ち込んでいる状況にあります。

さらに運搬車輛の排ガス規制等への対応なども迫られております。

困難な状況下にある業界ですが、私は生活基盤である道路整備に備わる一員として、創意・工夫・改善を肝に銘じ微力ながら業界発展に寄与してまいる所存です。

(埼玉県アスファルト合材協会理事長)

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

来年3月開業の上越新幹線「本庄早稲田駅」―「広げよう夢、つくろう新幹線新駅」をキャッチフレーズに地元活動が始まり、平成13年8月1日に着工、駅舎工事もほぼ完成に近づいている。東京駅まで乗り換えなしで約50分、新潟駅まででは約90分で結ばれ、通勤・通学圏の拡大や地域産業の活性化、地域交流の促進が期待されている。

◆ 巻頭言	埼玉アスファルト合材協会	1
◆ 行政情報		
	(1) 上福岡駅西口再開発 来春に工事着手	3
	(2) 埼玉県福祉のまちづくり条例・同施行規則改正の骨子案まとまる	7
	(3) 第10次埼玉労働災害防止計画	16
◆ シリーズ特集	「21世紀を展望したまちづくり」その95	
	—本庄市—	20
◆ 連合会の動き		
	(1) 全国府県建産連会長会議開催	24
	(2) 理事会・委員会報告	25
◆ 連載	埼玉が生んだ著名人物伝 (その22)	
	竹井 澹如	27
◆ 告知板		
	(1) ものづくり大学・平成16年度学生募集	32
	(2) 建設リサイクル法届出済シールの交付について	34
	(3) ディーゼル車規制に関して、新車納入、装置装着が規制に間に合わない 場合の取り扱いについて	36
	(4) 埼玉県企業局の工業団地 (その1)	37
◆ 県産連だより		
	会員団体の動き	39
◆ 連合会日誌		
	(財)建設物価調査会案内広告	42

都市公団施行の 「上福岡駅西口駅前地区」 第1種市街地再開発事業 来春に工事着手！



完成予想図

はじめに

上福岡市は東京都心から約30km圏内で、埼玉県の中核都市である「さいたま市」から約10km圏に位置しております。

市内唯一の鉄道駅となる上福岡駅は、都心ターミナル駅である池袋駅から東武東上線及び地下鉄有楽町線で約30分という都心への近

接性に優れております。

駅周辺の市街地は昭和34～35年に建設された公団霞ヶ丘団地（1,793戸）と上野台団地（2,080戸）の入居を契機として急速に市街化が進み、東京のベットタウンとして発展してきました。

地区の概況

上福岡駅西口周辺地区は、道路網の整備が行われないまま宅地化が進み、狭小な駅前広場や道路の不足など災害に弱い市街地構造となっていることや建物の老朽化等による建替えの必要性や商店街の活性化対策など駅前整備を行い拠点性を高めることが課題となっておりました。

そこで、上福岡市では、平成4年3月に住宅市街地整備総合支援事業（旧都市居住更新事業）の整備計画を策定し、大臣承認を得て、まちづくりの第一歩をスタートさせました。

この整備計画には市街地再開発事業による駅前整備のほか公園霞ヶ丘団地の建替え事業と西口駅前通線と沿道整備の3つの事業が主な開発事業として位置づけられております。

また、上福岡市では市の基本計画となる「第3次総合振興計画」において、「季節を体感できる快適なまち」の実現を目指し、これらの事業の推進を図ることとしております。

事業の目標

再開発事業の目標としては、これらの上位計画に基づき、まちづくりの課題を解消するため、駅前に相応しい公共施設の整備と土地の高度利用を図り、良好な居住環境を備えた住宅の供給と賑わいのある商業・業務等複合施設を集積し、調和のとれた複合市街地の形成を図ることを目標としております。

事業の概要

(1) 都市計画の概要

再開発事業を進めるにあたり、平成14年3月に、現況の用途地域【第2種中高層住居専用地域・第1種住居専用地域（200/60）、近隣商業地域（200/80）】を近隣商業地域（300/80）に変更し、併せて防火地域・高度利用地区・地区計画及び第1種市街地再開発事業の都市計画決定が行われました。

(2) 公共施設の整備

再開発事業において、以下の公共施設の整備を行うこととなります。



①都市計画道路（西口駅前通り線）

幅員16.5m 延長 約125m

②区画街路（駅前北線）

幅員13～16m 延長 約300m

③西口駅前広場 約5,400㎡

④広場公園 約1,800㎡

⑤歩行者専用道路

幅員10m 延長 約23m

(3) 施設建築物の計画概要

①土地利用の方針

- ・土地の高度利用を図るため住宅、商業施設、業務施設、市の公益施設など、複合施設を計画する。
- ・周辺環境との調和や循環型社会を考慮し、適正な規模、機能の施設計画とする。
- ・敷地内に通路等を計画することにより、開放性や快適性を確保する計画とする。

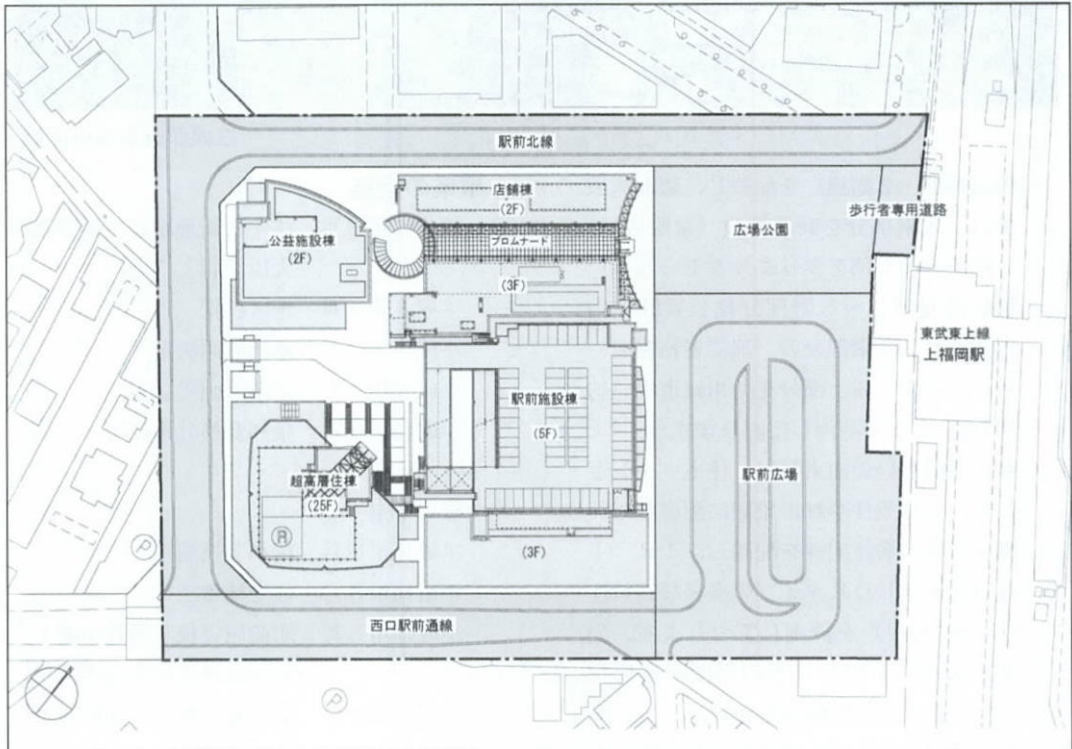
・駅前に立地する施設に相応しい都市景観に配慮した計画とする。

②施設建築物の配置計画

・本計画の特徴としては、4棟に分棟配置計画することにより、①分節化した建物群によりヒューマンスケールの街並み形成が図られ、かつ、敷地内の歩行者空間を創出することができること。②各用途毎に適切な構造種別・スパン設定などができ、合理的な設計が可能となること。

③権利関係を明快にすることが出来て、長期的な条件の変化に対してフレキシブルな対応が可能となることなどがあげられます。

・各棟の具体的な配置は、駅前に面する部分を駅前商業ゾーンとして位置づけ、北側部分に主に権利者の戸割店舗で構成す



施設計画図



白線部分が施行区域

る店舗棟（2階建）を配置し、駅前施設棟は、1階部分を商業施設（量販店）、2階部分の一部をクリニックモール、戸割店舗及び2～3階部分に公共駐車場（120台）、3階部分の一部に業務施設、4から5階、屋上部分を共用駐車場（約190台）として計画しております。

- ・西口通線沿いの南東側は、住宅ゾーンとして、日照条件や都市景観に配慮した25階建の超高層住宅棟を配置し、1R、1LDK～3LDKタイプの多様な賃貸住宅（約240戸）を計画しております。公益施設棟は2階建てで市の単独所有建物（分庁舎と公共駐輪場を予定）とし、既存の公益施設との連携に配慮して敷地西側に配置しております。（施設計画図参照）

事業の経緯

平成4年3月	住宅市街地総合支援事業の大臣承認
平成8年4月	地区採択
平成14年3月	都市計画決定
平成15年2月	事業計画の認可
平成15年10月	権利変換計画認可

今後の予定

平成15年11月	権利変換期日
平成16年3月	住宅棟着工
平成16年5月	駅前施設棟・店舗棟着工 (特定業務代行制度の活用)
平成18年3月	駅前施設棟・店舗棟竣工
平成18年7月	住宅棟竣工

埼玉県福祉のまちづくり条例・同施行規則改正骨子案

埼玉県健康福祉部社会福祉課

埼玉県福祉のまちづくり条例・ 同施行規則の見直しについて

1. 条例等の見直しについて

埼玉県福祉のまちづくり条例は、高齢者、障害者等を含むすべての県民が安心して生活し、等しく社会参加できる豊かで住みよい地域社会の実現を目指し、平成7年3月に制定された。

以来、8年以上が経過し、社会情勢が大きく変化する一方、関係法令の整備等も進んでいる。

このため、県では、条例、施行規則の見直しをすることとし、「埼玉県福祉のまちづくり推進委員会」に見直し検討を依頼するなど、条例等の改正に向け作業を進めてきた。

これらをふまえ「埼玉県福祉のまちづくり条例・施行規則改正骨子案」を作成するものである。

2 条例制定後の経過

ア 平成7年3月20日「埼玉県福祉のまちづくり条例」が制定され、その後約8年が経過した。

イ この間、「埼玉県福祉のまちづくり推進委員会」を設置するなど推進体制を整備し、福祉のまちづくりに取り組んできた。

ウ ※バリアフリーという言葉が一般化しユニバーサルデザインが注目されるなど、県民の福祉のまちづくりへの理解は進んでいるがまだ充分とは言えない。

エ 生活関連施設の整備では、公的施設や新築建築物等で基準への適合が進んできている。

オ 反面、既存施設や日常生活に必要な小規模施設、地域の面的整備等さらに推進すべき課題も多い。

3 条例等の見直しの背景

(1) 社会情勢の変化

ア 少子・高齢化が一層進行し、子どもや子育て及び高齢者（要介護、要介護以外）への配慮の社会的要請が高まっている。

イ 高齢者、障害者等の社会参加への機運が一層高まるとともに、ニーズの多様化、高度化がみられる。

ウ 福祉機器等に関する技術進歩があった。

エ ユニバーサルデザインの考え方が注目されるようになった。

(2) 関係法令等の整備

ア 交通バリアフリー法の制定。（平成12年11月施行）

イ ハートビル法の改正・施行。（平成15年4月改正施行）

ウ 身体障害者補助犬法の施行。（平成14年10月施行）

エ 県内市町村でまちづくり条例制定の動き（さいたま市）

(3) 条例制定時の課題

ア 生活関連施設、特定生活関連施設の見直し・拡充

イ 整備基準の充実

ウ 県民参加のあり方

建築物

	整備箇所		改正後の整備基準の概要（整備基準の骨子案と現行規定）			
新規	小規模生活関連施設	(1)	1 以上の出入口は、次に定める構造とする。			
			ア 幅は、80cm以上とすること。			
			イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。			
			ウ 通行の際に支障となる段を設けないこと。			
		(2)	敷地内通路は、次に定める構造とする。			
			ア 幅は、1.2m以上とすること。			
			イ 通行の際に支障となる段を設けないこと。			
			ウ 高低差のある場合は傾斜路を設置すること。			
		(3)	エ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。			
			高年齢者、障害者等の利用可能な便所を設置するよう努めること。			
			新規	利用円滑化経路	(1)	次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上を、高年齢者、身体障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という）としなければならない。
						ア 建築物に、高年齢者、身体障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という）を設ける場合、道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という）から当該利用居室までの経路。
イ 建築物又はその敷地に多機能トイレ等の高年齢者、障害者の利用可能な便所（便房）を設ける場合、利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等次号において同じ）から当該多機能トイレ等までの経路。						
ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路。						
(2)	利用円滑化経路では、当該経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーター等を併設する場合は、この限りではない。					
	新規	視覚障害者利用円滑化経路			(1)	建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という）にしなければならない。ただし、当該の道等から案内設備までの経路が、主として自動車の駐車のために供する施設に設けら
						るもの、又は建築物の内にいる当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次の(2)、(3)に定める基準に適合するものである場合は、この限りではない。 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備が設けられていない場合は、利用円滑化経路を構成する道等から出入口までの経路を1以上の経路を視覚障害者利用円滑化経路とみなすものとする。
						(2)
ア						当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
(3)					イ	当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。 ① 車路に近接する部分。 ② 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。
					ウ	視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち、次に定める場合は、点状ブロック等の敷設を行わないことができる。
					ア	こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。
			イ	高さが16cmを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。		
(1)			子育て支援施設	(1)	2000㎡以上の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合は、次に定める乳幼児の利用に配慮した設備のある便房又は便所を1以上設ける（男女別に便所が設けられている場合は、男女それぞれに設ける）。	
					ア	乳児用いす等乳幼児を安全に座らせることができる設備を設けた便房。
					イ	おむつ替えベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を設けた便房又は便所。
					(2)	2000㎡以上の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用する施設では、授乳及びおむつ替えのできる場所を1以上設けるよう努める。
(3)	ウ	段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりや段差を設ける踊場等。				
	ア	乳児用いす、おむつ替えベッド、授乳場所等を設けた場合には、その設備が備えられている旨をトイ				

			レの出入口や案内板等に標示する。
新規	休憩設備	(1)	2000㎡以上の建築物には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるベンチ、水飲み台その他の休憩設備を1以上設ける。
		(2)	(1)のほかに利用者の利用に供するベンチ、水飲み台その他の休憩設備を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとすること。
新規	傾斜路		階段又は段に代わり、又は併設する傾斜路は次に定める構造とすること。
		(1)	こう配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
		(2)	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
		(3)	その前後の廊下等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。
		(4)	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には点状ブロック等を敷設すること。 ただし、次に定める場合は、敷設しないことができる。
		ア	こう配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合。
		イ	高さが16cmを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合。
		ウ	主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
		エ	傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合。
			廊下等
(1)	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		
(2)	階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る）の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設すること。 ただし、次に定める場合は、敷設しないことができる。		
ア	こう配が20分1を超えない、傾斜がある部分の上端に近接するもの。		
イ	高さが16cmを超えず、かつ、こう配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの。		
ウ	主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの。		
(3)	廊下には、突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者等の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く。		
(4)	利用円滑化経路を構成する廊下等は、(1)から(3)のほか次に定める		

			ものであること。		
		ア	幅は、1.2m以上とする。		
		イ	50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。		
		ウ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		
新規	階段		利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通じる出入口がない階に通じる主たる階段は、次に定める構造とする（共同住宅等は、共用のものに限る）。		
		(1)	踊場を除き、手すりを設けること。		
		(2)	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。		
		(3)	路面の端部とその周囲の部分との明度差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。		
		(4)	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。		
		(5)	段がある部分と上端に近接する踊場の部分には点状ブロック等を敷設すること。 ただし、次に定める場合は、敷設しないことができる。		
		ア	主として自動車の用に供する施設に設ける場合。		
		イ	段がある部分と連続して手すりを設ける場合。		
		新規	エレベーター等	(1)	利用円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーは次に定めるものであること（共同住宅等を除く）
				ア	かごは、利用居室、多機能トイレ等又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
イ	かご及び昇降路出入口の幅は、80cm以上とすること。				
ウ	かごの床面積は、1.83㎡以上とすること。				
エ	かごの奥行きは、1.35m以上とすること。				
オ	かごの平面状は、車いすの転回に支障がないものとすること。				
カ	かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。				
キ	乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1.5m以上とすること。				
ク	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。				
ケ	かご内には、手すりを設けること。				
コ	かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。				
サ	かごの出入口には、利用者を感じしかが及び昇降路の出入口の戸の				

		開閉を自動的に制止することができる装置を設けること。
	シ	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
	ス	かご又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
	セ	かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
	ソ	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。
	*	主に自動車車庫に設けるエレベーターの場合は、上のスからソまでによらないことができる。
	*	スルー型、直角2方向出入口型等のエレベーターの場合は、上のウ及びコによらないことができる。
(2)		共同住宅又は寄宿舎にエレベーターを設ける場合は、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。
	ア	かごは、地上階、居室のある階、居住者が共同で利用する居室等のある階に停止すること。
	イ	かごは、間口1.05m以上、奥行き1.52m以上とすること。
	ウ	かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
	エ	かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。
	オ	かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
	カ	乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1.5m以上とすること。
	キ	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
	ク	かご内には、手すりを設けること。
	ケ	かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
	コ	かごの出入口には、利用者を感じし、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
	サ	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
	シ	かご又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
	ス	かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
	セ	かご内及び乗降ロビーに設ける制

		御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。
	(3)	既存施設の利用円滑化経路を構成するために、建築物の構造上の理由等で、(1)又は(2)に定めるエレベーターが設置できない場合は、次に定めるエレベーターにより、当該利用円滑化経路を構成することができる。
	ア	平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定するもの。
	(4)	既存施設の利用円滑化経路を構成するために、建築物の構造上の理由等で、(1)又は(2)に定めるエレベーターが設置できない場合は、次の各号をみたく特殊な構造のエレベーターにより、当該利用円滑化経路を構成することができる。
	ア	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの。
	イ	かごの床面積は、0.84㎡以上とすること。
	ウ	車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの床面積が十分に確保されていること。
	便所	利用者の用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所(便房)を設けること。ただし、小規模生活関連施設においては、設けるよう努めること。
	(みんなのトイレ)	(1) 利用者用の便所を設ける場合は、男女の性別によらず利用でき、かつ、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮された多機能トイレを1以上設ける(男女別に便所が設けられている場合は、男女それぞれに設ける)。
	ア	出入口の幅は、80cm以上とすること。
	イ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	ウ	トイレの内部は、車いす使用者その他の誰もが円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。
	エ	トイレの床面は、滑りにくい材料で仕上げること。
	オ	トイレの出入口には、誰もが利用できる旨及びトイレ内に備えられた機能等を分かりやすい方法で表示すること。
	(共用トイレ)	(2) (1)に定める多機能トイレ以外に、利用者の用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けるよう努めること。
	ア	便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。

		イ	戸を設ける場合には、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
		ウ	車いす使用者が利用することができる程度の空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した構造の便房を1以上設けること。
		エ	ウの便房の出入口の幅は、80cm以上とすること。
		オ	ウの便房の出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
		カ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。
		キ	便房及び便所の出入口には、便房に備えられた機能について分かりやすい方法で表示すること。
		ク	車いす使用者等の利用に配慮した洗面器、水洗器具等が設けられていること。
		(3)	利用者の用に供する男子用小便器は、床置き式等で、子どもの円滑な利用が可能なものとする。そのうち1以上の小便器は、両側に手すりを設けた高齢者、障害者等の円滑な利用が可能なものとする。
	敷地内の通路		利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
		(1)	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
		(2)	通路には、段差を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、階段の仕様に準じること。
		(3)	排水溝を設ける場合、溝ぶたの構造は、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。
		(4)	通路には、突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者等の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合を除く。
		(5)	利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、上記の(1)から(4)に加え次の仕様とすること。
		ア	幅は、1.2m以上とすること。
		イ	50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
		ウ	高低差がある場合は、傾斜路を設けること。
		エ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
		*	地形の特殊性によって、敷地内の通路整備基準の適用ができない場合には、当該基準は、車寄せから適用させるものとする。
	駐車場		(共同住宅、寄宿舎に設けられるものを除く)

		(1)	利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。
		(2)	(1)の駐車場に設ける、車いす使用者用駐車施設は、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数が50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。
		(3)	車いす使用者用駐車施設の構造は、次に定めるものとする。
		ア	利用円滑化経路を構成する駐車場の出入口及び敷地内の通路から当該車いす使用者用施設への距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
		イ	幅は、3.5m以上とすること。
		ウ	表面は、できるだけ平坦なものとすること。
		エ	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。
		(4)	利用者の用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める障害者等が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障害者停車施設」という)を設けるよう努めるものとする。ただし、構造上の理由により当該障害者停車施設が設けられない場合を除く。
		ア	利用円滑化経路を構成する駐車場の出入口から当該障害者停車施設への距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
		イ	車両への乗降の用に供する部分の幅は、1.5m以上とし、奥行きは1.5m以上とする。
		ウ	表面は、できるだけ平坦なものとすること。
		エ	障害者停車施設である旨をわかりやすい方法により表示すること。
	浴室等		利用者の用に供する浴室、更衣室又はシャワー室(客室の内部に設けられるものを除く)を設ける場合は、そのうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)の浴室等は、次に定める構造とすること。
		(1)	高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
		(2)	車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間が確保されていること。
		(3)	浴室等に設けられる出入口の幅は、80cm以上とすること。
		(4)	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造

			とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
	(5)		水洗器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。
客室			利用者の用に供する客室を設ける場合には、1（客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数）以上の次に定める構造の客室を設けるよう努めること。
	(1)		便所は、次に定める構造とすること。
		ア	出入口の幅は、80cm以上とすること。
		イ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
		ウ	トイレの内部は、車いす使用者その他の誰もが円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。
	(2)		浴室等は、次に定める構造とすること。
		ア	高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
		イ	車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
		ウ	浴室等に設けられている出入口の幅は、80cm以上とすること。
		エ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
		オ	水洗器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。
	(3)		室内は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。
	客席		
(1)			車いす使用者が円滑に利用できる空間のある客席が設けられていること。
(2)			利用円滑化経路を構成する出入口から当該客席までの経路は、次に定める構造とすること。

		ア	幅は、1.2m以上とすること。
		イ	高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路を設ける。
		①	幅は、階段又は段に代わるものであっては1.2m以上、階段又は段に併設するものには90cm以上とすること。
		②	こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものには、8分の1を超えないこと。
		③	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
	(3)		難聴者の聴力を補うための装置を設けるよう努めること。
	(4)		客席までの経路又は客席のある室内に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
カウンタ ー等	(1)		利用者の用に供するカウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合においては、1以上のカウンター等を車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。
	(2)		利用者の用に供する公衆電話機、自動販売機その他の機器を設ける場合は、高齢者、障害者等の利用に配慮した構造とするよう努める。
案内板等	(1)		案内板又は掲示板等を設ける場合は、次に定める構造とすること。
		ア	案内板又は標識の高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。
		イ	必要に応じ、かなや図記号による標示を行うこと。
		ウ	案内板等では、必要に応じ、文字による表示のほか、音声や点字等による情報提供を行うこと。
	(2)		利用者のための案内所、呼び出しのための窓口等を設ける場合は、当該案内等を行うための文字情報の表示設備を設けるよう努めること。
	(3)		避難用の誘導灯を設ける場合は、点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。

公園

整備箇所		改正後の整備基準の概要（整備基準改正骨子案と現行規定）
主要な出入口		利用者の用に供する公園の出入口のうち、1以上の出入口（以下「主要な出入口」という。）は、次に定める構造とすること。
	(1)	幅は、1.2m以上とすること。
	(2)	高低差がある場合においては、

			5%以下のこう配ですりつけること。	
	(3)		戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いすの使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
	(4)		通行の際に支障となる階段又は段を設けないこと。やむを得ず階段等を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	
	(5)		表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。	
園路			主要な出入口に通じる主たる園路は、次に定める構造とすること。	
	(1)		幅は、1.4m以上とすること。	
	(2)		縦断こう配は、5%以下とすること。ただし、地形の特殊性等によってやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。	
	(3)		横断こう配は、1%以下とすること。	
	(4)		表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。	
	(5)		排水溝を設ける場合においては、溝ぶたの構造は、つえ、車いす等の使用者の通行の支障のない構造とすること。	
	(6)		階段（段）を設け場合は、傾斜路及びその踊場を併設すること。	
	(7)		戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	
	(8)		階段（段）、傾斜路の上端に近接する園路には点状ブロック等を敷設する。ただし、次に定める場合は、敷設しないことができる。	
		ア		こう配が5%を超えない傾斜がある部分の上端に近接する場合。
		イ		高さが16cmを超えず、かつ、こう配が8%を超えない傾斜がある部分の上端に近接する場合。
	新規 傾斜路			主たる園路で階段（段）と併設される傾斜路は、次に定める構造とする。
		(1)		幅は、90cm以上とする。
(2)			縦断こう配は5%（傾斜路の高さが16cm以下の場合は8%）を超えないこと。	
(3)			横断こう配は設けないこと。	
(4)			高さ75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。	
(5)			傾斜路の高さが16cmを超える場合は、両側に手すりを設ける。	
(6)			手すりの両端には、現在位置等を点字等で標示する。	

		(7)	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	
		(8)	踊場及び傾斜路に接する園路の色と明度差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。	
新規	階段(段)		主たる園路に階段又は段を設ける場合は、次に定める構造とすること。	
		(1)	手すりを両側に設けること。	
		(2)	回り段を設けないこと。	
		(3)	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。	
		(4)	路面の端部とその周囲の部分との明度差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。	
		(5)	段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とすること。	
		(6)	段がある部分の上端に近接する踊場の部分には点状のブロック等を敷設すること。ただし、次に定める場合は、敷設しないことができる。	
		ア	段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合。	
	便所	(みんなのトイレ)		利用者の用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所（便房）を設けること。
			(1)	利用者用の便所を設ける場合は、男女の性別によらず利用でき、かつ、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮された多機能トイレを1以上設ける（男女別に便所が設けられている場合は、男女それぞれに設ける）。
			ア	出入口の幅は、80cm以上とすること。
			イ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
			ウ	トイレの内部は、車いす使用者その他誰もが円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。
エ			トイレの床面は、滑りにくい材料で仕上げる。	
オ			トイレの出入口には、誰もが利用できる旨及びトイレ内に備えられた機能等を分かりやすい方法で表示すること。	
カ			多機能トイレの出入口、多機能トイレのある便所の出入口には、通行の際に支障となる段差を設けないこと。	
			(2)	(1)に定める機能トイレ以外に、利用者の用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けるよう
			(共用トイレ)	

			努めること。
		ア	便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。
		イ	戸を設ける場合には、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
		ウ	車いす使用者が利用することができる程度の空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した構造の便所を1以上設けること。
		エ	ウの便所の出入口の幅は、80cm以上とすること。
		オ	ウの便所の出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
		カ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。
		キ	便所及び便所の出入口には、便所に供えられた機能について分かりやすい方法で表示すること。
		ク	車いす使用者等の利用に配慮した洗面器、水洗器具等が設けられていること。
		(3)	利用者の用に供する男子用小便器は、床置き式等で、子どもの円滑な利用が可能なものとする。そのうち1以上の小便器は、両側に手すりや高欄を設けた高齢者、障害者等の円滑な利用が可能なものとする。
案内板等			主要な出入口及び主たる園路に設ける標識、案内板等は、次に定めるものとする。
	(1)		みんなのトイレ、車いす使用者駐車施設等の高齢者、障害者等に対応した設備（以下「障害者等対応設備」という。）の案内表示を行う標識等は、次に定める場所に設ける。
		ア	当該障害者等対応設備の設置される近辺。
		イ	道等に直接通じる出入口付近。
	(2)		案内板又は標識等を設ける場合は、次に定める構造とすること。
		ア	案内板又は標識の高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。
		イ	必要に応じ、かなや図記号による表示を行うこと。
		ウ	案内板等では、必要に応じ、文字による表示のほか、音声や点字等による情報提供を行うこと。
	(3)		利用者のための案内所、呼び出しのための窓口等を設ける場合は、当該案内等を行うための文字情報の表示設置を設けるよう努めること。
	駐車場	(1)	

		(2)	(1)の駐車場に設ける、車いす使用者用駐車施設は、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数が50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。
		(3)	車いす使用者用駐車施設の構造は、次に定めるものとする。
		ア	主たる園路に通じる駐車場の出入口及び敷地内の通路から当該車いす使用者用施設への距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
		イ	幅は、3.5m以上とすること。
		ウ	表面は、できるだけ平坦なものとする。
		エ	車いす使用者用駐車施設である旨をわかりやすい方法に表示すること。
		(4)	利用者の用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める障害者等が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分（以下「障害者等駐車施設」という）を設けるよう努めるものとする。ただし、構造上の利用により当該障害者等駐車施設が設けられない場合を除く。
		ア	主たる園路に通じる駐車場の出入口から当該障害者等駐車施設への距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
		イ	車両への乗降の用に供する部分の幅は、1.5m以上とし、奥行きは1.5mとする。
		ウ	表面は、できるだけ平坦なものとする。
		エ	障害者等駐車施設である旨をわかりやすい方法により表示すること。
新規	休憩設備	(1)	主要な園路及び園地内には、必要に応じ、利用者の休憩の用に供するベンチ、水飲み台等の休憩設備を設けること。
		(2)	ベンチ、水飲み台等の休憩設備は、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとするよう努めること。
		(3)	公園内に設けられた利用者のための建築物には、必要に応じ、授乳場所等を設けるよう努めること。

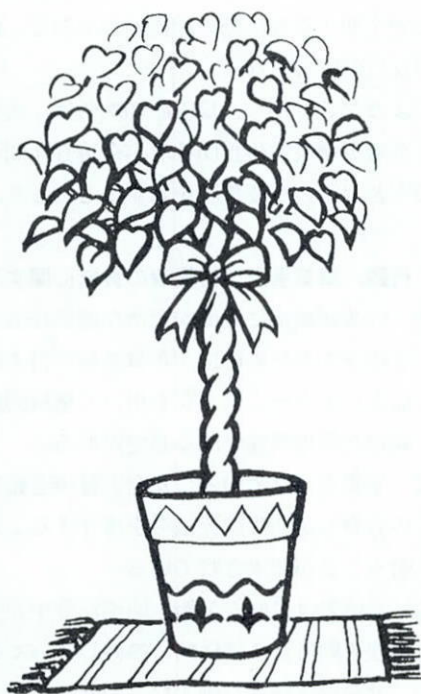
道路

整備箇所		改正後の整備基準の概要（整備基準改正骨子案と現行規定）
歩道	(1)	歩道等の舗装は、平坦で、滑りにくく、かつ水はけのよい仕上げとする。ただし、道路構造の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
	(2)	排水溝を設ける場合、溝ぶたの構造は、つえ、車いす等の使用者の

			通行に支障のない構造とすること。
		(3)	幅員は、2m以上とすること。
		(4)	歩道の巻き込み部分及び横断歩道個所における歩道の切り下げ部分のすりつけは、5%以下の勾配とすること。ただし、地形の特殊性等によっては、2%以下とすることができる。
		(5)	歩道等（車両乗り入れ部を除く）の横断勾配は、1%以下とすること。ただし、地形の特殊性等によっては、2%以下とすることができる。
		(6)	横断歩道に接続する歩道部分の縁端は、当該車道部分から高くするものとし、その段差の標準は2cmとする。
		(7)	(6)の段差部分に接続する歩道部には、車いす使用者が円滑に転回できるように平坦な部分を設けるものとする。
		(8)	歩道と車道は、工作物により明確に分離する。
		(9)	国又は地方公共団体の庁舎その他の公共施設と最寄りの鉄道の駅又はバスの停留所等とを結ぶ歩道その他の視覚障害者が利用することが多い歩道には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するよう努めること。
	横断歩道	(1)	横断歩道においては、中央分離帯と車道と同一の高さですりつける。
新規	案内標識	(1)	交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある個所には、必要に応じて、官公庁施設、福祉施設等及びエレベーターその他の移動の円滑化のために、必要な施設の案内標識等を設けるものとする。

路外駐車場

整備箇所		改正後の整備基準の概要（整備基準改正骨子案と現行規定）	
駐車場	(1)	車いす使用者用駐車施設を1以上設ける。	
	(2)	車いす使用者用駐車施設の構造は次に定めるものとする。	
		ア	駐車場の出入口及び敷地内の通路から当該車いす使用者用施設への距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
		イ	幅は、3.5m以上とすること。
		ウ	表面は、できるだけ平坦なものとする。
		エ	駐車場の出入口付近及び車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設が設置されている旨を見やすい方法により表示すること。



第10次埼玉労働災害防止計画

職場内のリスクを低減し、すべての働く人々の
安全と健康の確保を目指して

埼 玉 労 働 局

基本的考え方

埼玉労働局の第10次労働災害防止計画（以下「埼玉版10次防」という）は、厚生労働大臣が策定した第10次労働災害防止計画（以下「本省版10次防」という）を基本とし、埼玉労働基準局長が策定した第9次労働災害防止計画（以下「埼玉版9次防」という）の推進結果と管内の安全衛生管理状況を踏まえて策定する必要がある。しかも、現在の厳しい社会情勢の中にあってはことさら、事業場の安全衛生管理活動の積極的な展開と、中長期的には当局管内の「安全文化」の育成が図れるものでなければならない。

このようなことから、埼玉版10次防は、次の基本的考え方のもとに、行政及び管内の事業者・労働者・各種労働災害防止団体等が今後5年間にわたって積極的に取り組むべき労働災害防止活動に関する主要対策と重要事項を示すこととした。

(1) 行政、事業者及び労働者の責務に関すること

- ① 行政が厳格に労働安全衛生関係法令を施行することはもとより、さらに高い安全衛生水準を確保するためには、各事業場の自主的安全衛生管理活動に役立つ情報（労働災害発生事例など）をホームページを用いて積極的に発信するなど、管内の安全衛生管理活動の活発化に向けた環境整備を図る必要がある。
- ② 事業者には労働者の安全と健康を確保する本来的な責務があることから、最低基準としての労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、さらに進んで職場内のリスクの低減を図ることが要求されている。
- ③ 労働者は労働安全衛生関係法令中の労働者の責務を遵守するほか、事業者の行う安全衛生管理活動に自ら積極的に参画していくことが不可欠である。
- ④ 労働災害防止を確実なものとしていくためには、安全衛生を優先する「安全文化」を築くことが求められている。そのためには、事業者、労働者及び行政が意識改革を伴う労働安全衛生管理活動に取り組むことが肝要である。

(2) 管内の経済事情と労働災害防止に関すること

- ① 管内の経済事情は、本省版10次防に示された日本経済の動向と基本的に変わるところがなく、経済のグローバル化と情報化社会の進展に適応した労働安全衛生対策が求められている。
- ② 管内は中小規模の事業場が大部分を占め、労働者数100人以上を雇用している事業場は全体の2.6%、労働者数500人以上になると0.3%に過ぎない。また、産業構造として第三次産業の比率が増加している。就業形態も全産業にわたり多様化し、全労働者数に占める正社員の割合が減少し、派遣労働者・パートタイム労働者等が増加している。さらに、雇用の流動化が著しく、いわゆる「フリーター」と呼ばれる若年労働者も多くなっている。このような管内の産業構造等に即した労働災害防止への取り組みが必要である。
- ③ 管内の人口及び産業規模は、近年急速に増大し、現在全国5位である。埼玉版10次防の目標を達成するためには、各種労働災害防止団体に限らず、商工会議所などの各種団体と積極的に連携し、安全衛生コンサルタント等の専門家集団の活用を推進し、多方面から協力を得て管内の安全衛生意識を高揚させることが不可欠である。

(3) 管内の労働災害発生状況等に関すること（別添・災害統計資料参照）

- ① 埼玉版9次防期間中の死亡災害は統計321人であり、埼玉版8次防期間中の総計381人と比較して60人（15.7%）の減少にとどまった。また、死傷災害全体では当初の減少目標の20%を達成できなかった。労働災害を持続的に減少させるためには、従来から行われてきた労働災害防止手法の有効性を検証のうえ、労働安全衛生マネジメントシステムを導入するなど、職場内のリスクの低減を図るための新たな取り組みが必要とされている。
- ② 依然として、建設業、陸上貨物運送業における労働災害は多発傾向にある。特に建設業については死傷災害の全産業に占める割合が高く、総合的な労働災害防止対策を徹底させる必要がある。陸上貨物運送業については死傷災害が増加傾向にあり、交通労働災害防止、荷役作業における労働災害防止対策の徹底が必要である。さらに、労働災害防止団体と連携した労働災害防止運動の展開が必要である。
- ③ 定期健康診断の有所見者数は増加傾向にあり、平成14年は受診者数の約50%に何らかの所見が認められている。また、職場生活で常にストレスを感じている労働者が増加しているとされ、職場における健康管理の徹底、職場の快適化の推進、メンタルヘルス対策が重要とされている。

計画の目標

- (1) 労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間50人を下回ることを目指し、さらに一層の減少を図ること。
- (2) 計画期間中における労働災害総件数を埼玉版9次防期間中に比べて20%以上減少させること。
- (3) じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾患の減少、熱射病、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること。
- (4) 過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を

図ること。

計画の期間

平成15年4月1日～平成20年3月31日 …… (5か年計画)

ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

建設業における労働災害防止対策

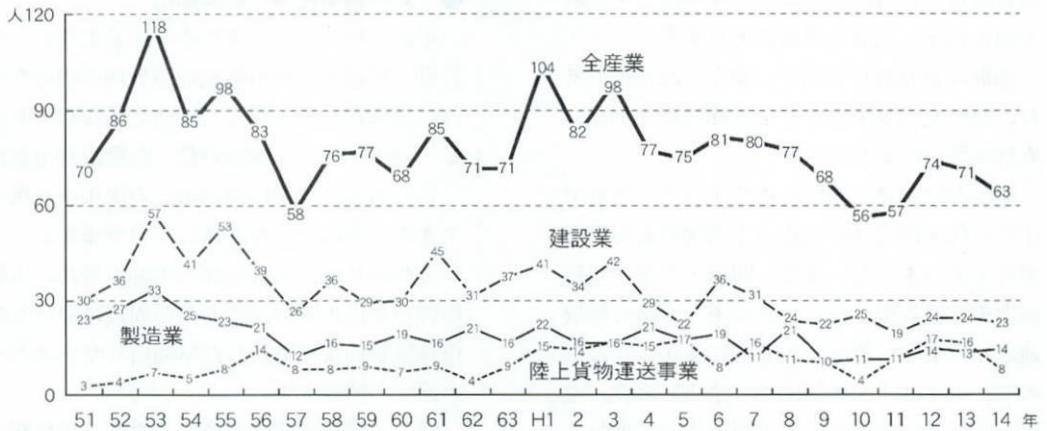
目標 ①総合的な労働災害防止対策の推進 ②死傷災害の大幅減少		
重点対策	実施事項	実施主体
1. 安全衛生管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・元方事業者の統括管理の徹底・大手建設業者には「労働安全衛生マネジメントシステム」を導入・中小建設工事業者には「年間安全衛生管理計画」の作成・実施・専門工事業者には安全衛生責任者の選任、職務の遂行	<ul style="list-style-type: none">・事業者・建災防県支部
2. 墜落・転落災害の防止	<ul style="list-style-type: none">・「足場先行工法」の普及・定着・足場の組立・解体時における「手すりを先行する足場組立工法」の普及・定着・「安全衛生パトロール」の実施・建設業労働災害防止協会埼玉県支部が展開する「墜落ゼロ埼玉」運動	<ul style="list-style-type: none">・事業者・建災防県支部

埼玉県における労働災害の発生状況

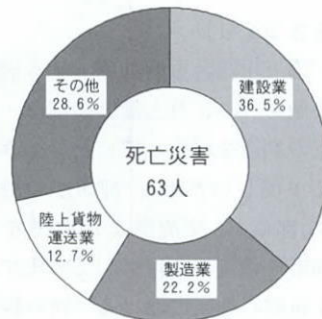
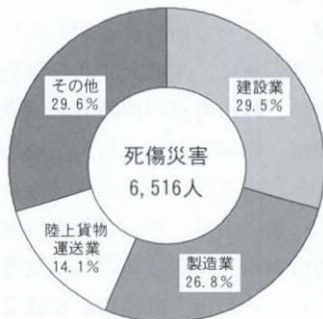
死傷者数の推移 (昭和51年～平成14年)



死亡者数の推移 (昭和51年～平成14年)



業種別労働災害の発生状況 (平成14年)



「21世紀を展望した まちづくり」



本庄市長
茂木 稔

みどりと健康の都市本庄

交流拠点の創造を目指して

〔はじめに〕

本庄市は、“彩の国埼玉”の西北端に位置し、利根川をはさんで群馬県伊勢崎市と接する人口約6万1千人の都市で、上越新幹線や関越自動車道等の高速交通をはじめとし、JR高崎線、17号国道により、首都圏と上信越方面を結ぶ、交通の要衝にあります。

地形はおおむね平坦で、安定した地形であり、自然災害が少なく、水と緑に恵まれた、人情味豊かなまちです。

本庄市は、歴史的にも古くから栄えた町で、江戸時代末期には中山道六十九次の最大の宿場町でありました。また、明治・大正・昭和初期までは養蚕が盛んで、全国一の繭の集散地として栄え、製糸業が非常に多かったところで、現在は、工業団地等の造成により、電気・化学・輸送機械などの製造業や路地野菜や施設野菜を中心とする都市近郊農業が盛んなところです。

〔21世紀のまちづくり〕

本庄市は、第三次総合振興計画・基本構想で、市の将来像を「みどりと健康の都市・本庄—交流拠点の創造を目指して」とし、みどりが象徴する「美しい都市」、健康が象徴する「文化的な都市」、交流拠点が象徴する「躍動する都市」の実現を目指しています。

特に、本庄新都心地区における「新幹線新

駅の開業」、「早稲田リサーチパーク整備」及び「本庄新都心土地区画整理事業」という3つの事業は、本庄市の21世紀のまちづくりの核となる事業として三位一体で推進しています。

● 彩の国本庄科学田園都市

平成5年8月に、本庄市を中心とする一市五町一村が本庄地方拠点都市地域の指定を受け、地域が一体となって、自立的な魅力ある産・学・住・遊の機能の整った拠点都市地域、「彩の国本庄科学田園都市」の実現を目指してさまざまな事業を展開しております。

この科学田園都市構想の中心事業が、上越新幹線本庄新駅の設置とその周辺における都市基盤整備及び隣接した早稲田リサーチパーク地区の整備です。

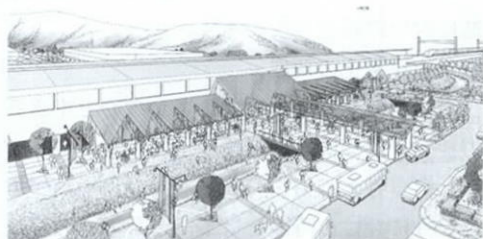
◎ 上越新幹線本庄新駅「本庄早稲田」の設置

上越新幹線本庄新駅については、「広げよう夢、つくろう新幹線新駅」というキャッチフレーズの下に、平成元年から群馬県南部地域を含めた39市町村が協議会を設立し、お互いに連絡・協調しながら活動を進める中で、平成10年12月には埼玉県、JR東日本及び本庄市の三者により、平成16年春に開業予定の上越新幹線本庄新駅設置の基本覚書が締結されました。その後、詳細設計を経て、平成13年

8月1日に起工式を行いまして、本格的な駅舎工事に入っており、来春の開業に向けて順調に工事が進んでおります。また、新駅の駅名も公募により「本庄早稲田駅」と決定し、開業ムードを高めています。

新駅が開業しますと、東京駅まで乗り換えなしで約50分、新潟駅までは約90分で結ばれることになり、通勤・通学圏の拡大や地域産業の活性化、地域交流の促進が期待されています。

本庄早稲田駅の完成イメージ



◎ 本庄新都心土地区画整理事業

新駅周辺の都市基盤整備につきましては、地域振興整備公団による土地区画整理事業を予定しており、平成15年3月には都市計画決定がなされ、新幹線新駅を中心とした約154haの規模で、埼玉県の北の玄関にふさわしいまちづくりを進める計画です。

この土地区画整理事業は、「自然環境と共生するまちづくり」をテーマにし、

- ① 在来線の本庄駅から1～2km、新幹線新駅からも1km圏内
- ② 関越自動車道本庄児玉ICにも近接
- ③ 市内で唯一の丘陵地である大久保山や河川等による水と緑のうおいある環境
- ④ 隣接した早稲田リサーチパークでの研究開発や交流といった、恵まれた条件を活かし、新しいまちづくりを行う計画です。

◎ 早稲田リサーチパーク地区整備

新駅予定地周辺には、緑の多い丘陵地（大久保山）に早稲田大学の約90haのキャンパスがあり、「早稲田リサーチパーク地区整備」として、早稲田大学を中心に、「情報・通

信」と「環境」をテーマとした整備が進められています。

平成10年に開設された「早稲田大学国際情報通信研究センター・理工学総合研究センター本庄研究棟」は、マルチメディアシアターやCATVスタジオを備え、情報通信分野の研究をはじめとして、地球環境保全に配慮したエコビークルや太陽光発電など環境分野の研究が展開されています。

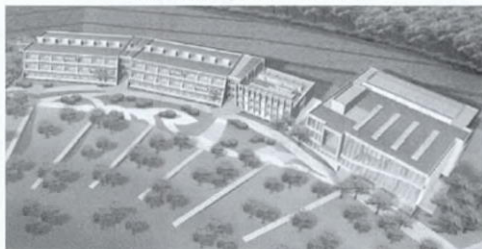
平成13年には、「本庄情報通信研究開発支援センター」（運営・管理：通信放送機構）が開設され、映像系ネットワークアプリケーション分野の先進的な通信・放送技術に関する産学共同の研究開発により、情報通信分野の新事業創出を目的に運営されています。

また、篠田正浩監督がこの地で映画「スパイ・ゾルゲ」の制作を行ったこともあり、本庄市では周辺市町村と協力してフィルムコミッションを設立しております。

また、現在、新駅の南側に近接して「インキュベーション・オン・キャンパス 本庄早稲田」と「産・学・公・地域連携促進センター」が建設中で、それぞれ、「インキュベーション・オン・キャンパス 本庄早稲田」に



本庄新都心地区 鳥瞰図



「インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田」と「産・学・公・地域連携促進センター」の完成予想図

においては、産学連携の推進による中小・ベンチャー企業等への支援を目的として、平成15年中には賃貸による入居が開始される予定で、「産・学・公・地域連携促進センター」には、平成16年には早稲田大学情報系大学院が入居するとともに、住民や企業の研究活動の支援を行う予定となっています。



映画スパイ・ゾルゲの撮影風景
(フィルムコミッションが協力)

● 環境にやさしいまちづくり

本庄市では、「人と環境にやさしいまちづくり」を目指して、平成12年に「環境基本条例」を制定し、平成13年・西暦2001年を本庄市の環境元年と位置づけて、「環境基本計画」を策定するとともに、ISO14001を取得いたしました。

また、庁内の廃棄文書をトイレット・ペーパーやティッシュ・ペーパーなどに再生して、庁舎内で使ったり、市のイベント等で市民に配布するなどして、リサイクル化を推進するとともに、市民の環境に対する意識の高揚を図るため、本庄市環境大学を開校いたしました。大学の先生や有識者を招いての講演や先進地の視察などを行い、参加者からたいへん高い評価をいただいています。

こうした事業をとおして、環境に配慮した資源循環型社会を目指し、環境にやさしい「エコシティ本庄」の実現に向けて全力を挙げて取り組んでいるところです。

● 市民福祉の充実

市民福祉の向上は、少子高齢化時代が進むなかで「まちづくりは人づくり」といわれるように、次の世代を担う子供達の健全育成や高齢者、障害をもった方々が心豊かな市民生

活が送れるよう、教育・福祉の充実に力を入れ、環境・福祉・教育を市政の三本柱として、共生・共創・共感のもてるまちづくりを進めています。

とりわけ、総合的なスポーツ活動の場として、また、平成16年に開催されます「埼玉国体」の成年男子バスケットボールの会場となります「本庄総合公園体育館（シルクドーム）」が平成14年に完成いたしました。アリーナ部分のスポーツ活動はもとより、トレーニングルームのご利用も多く、市民の健康増進に大いに役立っています。

● 市民文化の育成

子供たち一人ひとりに「豊かな心と生きる力」を身につけることを基本として、自ら学び、自ら考える力を育成し、学び方や調べ方等を身につける時間をはじめとして、教科によってクラスを小さく分けて授業を実施したり、中学校では生徒の特性に応じた多様な学習を実施しています。

青少年教育の推進につきましては、最近特に青少年に関する問題がクローズアップされています。非行防止や命の大切さについて「市長の緊急アピール」を行い、関係団体と連携をとりながら、心豊かで生きる力を持った青少年の育成に努めています。

また、子どもの放課後・週末の活動については、完全学校週5日制の実施に伴い、「本庄市における地域教育力の活性化及び体験活動推進協議会」と「本庄市子ども体験学習ボランティア支援センター」を教育委員会に設置し、県の受託事業として、家庭・学校・地



シルクドームで行なわれた国体リハーサル大会

域社会・行政が連携を図りながら、地域の教育力を活性化させ、夢と生きる力を持った子どもを育てるため、引き続き各種の事業を推進してまいります。

● 産業の振興

本庄市では、「本庄市有機100倍運動」を通じて、土づくりを基本とした環境保全型農業に積極的に取り組む、エコファーマー制度を推進し、安全・安心な農産物生産の拠点として、魅力ある産地づくり、特色ある地域農業の創造を図っています。また、本庄市有機100倍運動推進協議会の中に設置した「堆肥利用研究会」及び「販路拡大研究会」の活動により、家畜糞尿等有機資源の堆肥化による耕畜連携の確立や農産物の地域内流通の促進を図り、地域循環型農業を推進しています。

さらに、農業高齢者の持つ豊かな経験や技術、知識等を地域内で積極的に活用し、活力ある農村地域の振興を図るため「あさひ多目的研修センター」を拠点に、味噌づくりや鉢花栽培等の支援を行い、「埼玉国体」に参加する全国からの選手団等を、こうした活動を通じて栽培された鉢花などを飾って、歓迎しようと考えております。

また、商工業の振興につきましては、商工会議所・商店街連合会との連携のもと経営の安定と向上を図るため、商業診断、経営相談



通信・放送機構 本庄情報通信研究開発支援センター

指導を行っており、経営の安定と設備の近代化を促進するため、各種融資制度の普及にも努めています。

特に、本年度は早稲田リサーチパークにオープン予定のインキュベーション施設の整備

を契機として、新分野への進出を目指す市内中小企業等の創業者を支援する、「創業者支援推進事業補助金」を創設し、利用者の初期投資を軽減し、地域経済の活性化につなげています。



彩の国まごころ国体の成年男子バスケットボール競技の会場となる 本庄総合公園体育館(シルクドーム)

● おわりに

住民に身近な行政サービスを受け持つ自治体は、地域住民のニーズを迅速・的確に行政運営に反映していくことが必要であり、そのために地方公共団体に求められるものとしては、3つの柱があると考えています。

第1は「住民参加の推進」です。

住民が必要な時に必要な情報を、可能な限り提供し、住民意思の施策への反映や民間の自主的活動等との連携・協力を図っていくことが重要で、広報広聴や情報公開制度の充実強化により住民参加を一層推進していきたいと考えています。

第2は、「地方公共団体の自己決定権や自己責任」です。

このため、情報公開制度の充実や行政手続き条例のPRなど、住民に対する説明責任等を果たすための体制強化に努めています。

第3は、「執行体制の見直し」です。

執行体制が、簡素で且つ効率的なものとするために、縦割りの弊害・定員管理等執行体制の徹底した見直しに努めています。

また、財政運営につきましても、歳出の削減においては、ムリ・ムダ・ムラの排除を徹底し、事務事業の見直しを行い、更に行政システムの見直しを進め、構造的な改革に努めています。

連合会の動き

10項目の要望を決議

全国府県建産連会長会議

全国府県建設産業団体連合会会長会議が9月25日、大分県大分市で開催され、当建産連から島村会長らが出席した。

全国建産連田村憲司会長のあいさつ、国土交通省・松原文雄大臣官房審議官らの来賓祝辞のあと、全国建産連会長表彰が行われ、本県から次の2名が表彰された。

杉田征一氏（埼玉県建設大工工事業協会副会長、当建産連評議員）

荒川春郎氏（埼玉県建設業協会理事、建災防埼玉県支部副支部長、さいたま市建設業協会常任理事、当建産連評議員）

続いて、各府県建産連提出議題を審議の後、次の10項目の要望事項を決議し閉会となった。来年は東京で開催される。

要望事項

- ①公共事業を中心とした大型補正予算（10兆円規模）の編成
- ②減額なしの平成16年度公共事業関係予算の早期成立と社会資本整備の遅れている地方への重点配分
- ③地方公共団体の公共事業費に対する所要の措置
- ④道路特定財源による道路整備の推進
- ⑤公共事業平準化のための「ゼロ国債」「ゼロ県・市町村債」の拡大もしくは制度新設
- ⑥住宅ローン減税措置の3年間延長をはじめとする減税措置の拡充
- ⑦官公需法の堅持
- ⑧分離・分割発注の一層の推進、発注標準見直しと喰い上がりの弾力化などによる中小建設業者の受注機会確保
- ⑨ダンピングの排除について
- ⑩元請下請取引の適正化について

委員 理事会報告

第98号編集とポスター・ 絵画コンクールについて協議

広報委員会

7月24日正午から、埼玉建産連会館1階特別会議室で広報委員会を開催した。

議題は、①「建産連ニュース」第97号の発行について②「建産連ニュース」第98号の編集案について③「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて④その他一の4項目で、有山委員長のあいさつ、委員の紹介のあと、有山委員長を議長に順次議事を進めた。

まず、「建産連ニュース」第97号の発行結果について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、続いて「建産連ニュース」第98号の編集案について編集担当から趣旨説明を受け、いずれも特に意見なくこれを了承した。

次に、事務局から第25回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品募集について、6月20日付けで県下91市町村の小・中学校長あてに依頼文発送の報告があった。また、埼玉県魅力ある建設事業推進協議会（CCI埼玉）が事業の見直しに伴い、当建産連のポスター・絵画コンクールに今年度から事



業参加、協賛することになった旨の説明が行われた承された。

最後に、次回委員会開催日を10月23日とすることを決めて閉会した。

全国建産連会長会議提出議題と 団体政策要望などを協議

総務委員会

平成15年度第1回目の総務委員会が7月3日正午から、埼玉建産連会館特別会議室で開催され、全国建産連会長会議への提出議題と埼玉県に対する団体政策要望などについて協議が行われた。

同日は、島村会長同席のもと関根委員長を議長に議事に入った。

【協議事項】

全国府県建産連会長会議の提出議題および平成16年度埼玉県に対する団体政策要望について

全国府県建産連会長会議の提出議題については、会員団体から提出された3件の提案を踏まえて事務局が作成した「公共事業を柱とした経済再生について」を当建産連の提出議題とすることを承認した。

各団体からの要望事項は検討した結果、「建産連としては共通の課題を取り上げざるをえない」（島村会長）との見解から各団体独自で発注当局に要請することが望ましいとの結論に至った。

また、自民党県議団に提出する埼玉県に対する要望事項については、「ダンピング受注の防止について」と「公共事業を柱とした経済再生について」の2件ということで了承された。

特に、ダンピング問題については各団体から実情が報告され、改めてその厳しさが浮き彫りとなったが、このほど全国建産連がまとめた「ダンピング排除のための対策について」を席上で配布、今後、この報告書に対す

る意見を求めることとした。

全国建産連会長表彰候補者について

表彰規程に則り、平成15年度推薦者として、杉田征一郎評議員（埼玉県建設大工工事業協会 副会長）と荒川春郎評議員（建設業労働災害防止協会埼玉県支部 副支部長）が挙げられ、両氏が候補者として決定した。

その他

議事終了後、関根委員長から、「中小企業が生きていくためには、特殊な技術を持つか大手の傘下に入るしかない。ゼネコン同士のJVは盛んに行われているが、これからは異業種の組合せなども考えていく必要があり、こういった問題も含め経営改善委員会で議論してもらおうよう要望したらどうか」との問題提起が行われ、各団体に対し意見を求めた。

これに対し

「我々の業界には指名のガイドラインがない。需要の掘り起こしを含め関係当局に働きかけていきたい」（建築士事務所協会）



「労務単価が下がっている。人件費を下げるのではなく、少ない人数でやれる部分もあるのではないかとということで、改善要望を行っていく予定」（下水道施設維持管理協会）

「大手75%、地元25%の受注状況を踏まえ、県内企業優先発注の要望を行うと同時に、大手に負けない技術者の教育に努めている」（建設コンサルタント技術研修会）

「1級舗装施工管理技士の資格取得に力を入れているが、資格者の活用についても要望している」（道路舗装協会）

「10月からの排ガス規制に向けて皆様方と議

論を深めていきたい」（生コンクリート工業組合）

「下請構造からの脱却を目指し提案型営業に力を入れている。調査業務については好調なため引き続き力を入れていく」（電気工事工業組合）

「仕事量の減少とともに会員数も減少傾向にある。リニューアルに力を入れるなど、生き残りをかけていろいろな方策を模索している」（設備設計事務所協会）

「防災事故防止のための安全教育や、国家資格取得により技術の向上に努めている業者を活用してほしい。グループ化、協業化には関心を持っており、議論が深まることを楽しみにしている」（コンクリート圧送事業協同組合）

「長野県の委託業務の落札率40%という報道を見るたびに、明日は我が身かと不安になるが、生き残りをかけ現状を打開したい」（建築士会）

など様々な状況が報告された。

これに対し関根委員長は、「いろいろな業界の話聞き、知らなかったことも随分あり勉強になった。総務委員会は年1回だがもう1回位開催し、具体的な意見を聞きたい」と述べた。

15年度事業計画決める

研修指導委員会

平成15年度第1回目の研修指導委員会が8月6日正午から、埼玉建産連会館特別会議室



で開かれ、15年度事業の実施計画などについて協議した。

当日は、島村会長が同席のもと、小林文武委員長欠席のため白沢副委員長を議長に議事を進めた。

議事に先立ち白沢副委員長が、「我々中小建設産業は、建設投資の縮小などにより一段と厳しい経営環境に置かれているが、この厳しい環境の変化の中で各企業は様々な改善策を打ち出しているものと推察する。昨年は、当委員会でも電子入札に関する講習会を実施したが、時代を先取りした研修として多くの方から関心が寄せられた。本日は、15年度事業計画について審議していただくが、会員企業にとって実りのある研修を展開していきたい」とあいさつ、協力を要請した。

事業実施状況について

事務局より、これまでの研修指導委員会事業による講演会・研修会の実施状況についての説明が行われた後、これを承認した。

平成15年度事業実施計画（案）について

事務局から、講演会についてA・B・Cの3案が示され、協議の結果、C案の「企業を維持・存続させるための6つの成功例」に決定した。

このため次の要領で開催することにした。

▽日 時 10月中旬午後1時30分から

▽会 場 建産連会館大ホール

▽テーマ 企業を維持・存続させるための6つの成功例

講師 建設経営サービス 堀内啓介氏

引き続き、施設見学会について事務局より2案が出され、協議した結果、SKIPシティ・朝日環境センター（川口市）に決定、10月に実施することとした。

ただし、実施時期については10月に2つの事業が重なることから、事務局に一任し再検討することになった。

竹井 澹如

— 熊谷県設立者・初代県会議長 —



晩年の竹井澹如

熊谷への県庁移転の実現、本県初の中学校及び師範学校の創設、さらに県議会創設に当っては初代議長となるなど終生、地方開発に尽力し、名園星溪園を築庭した熊谷宿本陣の当主であった竹井澹如について記す。

参考文献

「熊谷人物辞典」「熊谷市史」

「埼玉県議会百年史」「竹井澹如翁小伝」

1. 澹如と熊谷

澹如は、幼名を万平と称し、天保10年(1839)12月3日、幕臣である上野国甘楽郡羽沢村(群馬県南牧村)の市川五部兵衛の6男として生まれた。少年の頃、生地を訪れていた江戸後期の儒者、藤森弘庵に学んだのを機に、嘉永5年には江戸に弘庵を追い上京、再び門下生となるとともに、当時江戸で名を馳せていた寺門静軒にも学ぶなど、大いに学業にいそしんだ。

慶応元年(1865)、万平27歳の年に、熊谷宿の旧家で本陣の竹井家に世継ぎがないこと

から葛飾郡六軒村(春日部市)の増田久仁ととも夫婦養子として迎えられることとなった。

この竹井家とは、藤原鎌足の子孫で北面の武士であった藤原信俊が後奈良上皇の喚起を破り、天正18年(1590)に武蔵国別府村(熊谷市)に移り住んだのが最初であった。

その子の信武の時に姓も竹井と改めるとともに、忍城の成田下総守に仕え、その功績により、広大な田地を与えられた。成田氏滅亡後は熊谷郷の豪族として代々本陣を勤め、その14代目が澹如であった。

2. 万平出し、桜堤、星溪園の創設

安政6年(1859)7月23日から25日にかけての大風雨による洪水は、寛保2年(1749)につぐ大洪水であった。その時のまれにみる異常水位については皆野町下田野のある民家の石垣に「安政六年七月二十五日大水これまで付」と刻まれていることからわかる。この洪水は荒川沿岸を軒並み襲い、各所で家屋を流失させ、多くの死者を出した。熊谷においても荒川左岸の堤防が各所で破れ、108戸の家屋が流失、28名の死者を出した。

澹如は熊谷に養子となったとき、この話を聞き、非常に憂いだと言う。

そして慶応4年(1868)7月、荒川がまた出水、北岸の長沼堤防を決壊させた。この地域は堤の内外に池沼があり出水時毎に決壊し、その都度、修築を行っていた。澹如は、このような一時的な修理では到底安全な防備にならない、上流に突堤を造り制御することが最適と考え、自らの私財を投じて突堤を築造することを決意し、完成させた。明治2年(1869)の時であった。

人々は感謝し澹如の功績を伝えるため、この突堤を澹如の名(万平)をとって「万平出し」と呼んだ。

それから10年後の明治12年、県は大規模治水工事として、久下・石原間の約2,909メートル、いわゆる熊谷堤の修復築堤を行った。

澹如はこの築堤された熊谷堤を単なる土堤として置くことに懸念を感じ、明治16年(1883)、県令吉田清英に「堤防美化のため」として堤への桜の植樹を出願し許可された。澹如は、巢鴨染井にある毛利侯爵の別邸に素晴らしい吉野桜があることを知り、それを譲り受け、植樹をしていった。これが以後、県北最大の桜の名所と

して多くの人々に親しまれることとなった「熊谷桜堤」の発端であった。

一方、澹如は、荒川の洪水が残した池を利用して別邸も設けている。

上熊谷駅の近くに存する「玉の池」である。元和9年(1623)に石上寺西方の堤防(北条堤)が決壊して生じたもので、その池からは玉のような清らかな水が湧き出ることから名付けられたという。

澹如は慶応年間にこの地に別邸を築き、池を中心に庭園をつくり、珍木奇竹を植え、名石を布置し池亭を設けるとともに、大隈重信、西郷従道、徳富蘇峰などの多くの著名人を招いて茶会や句会などを開いた。

明治17年(1884)には昭憲皇太后が、大正10年には秩父宮殿下が、それぞれ滞在または宿泊するほど、見事な庭園であった。

現在は、熊谷市営の名勝「星溪園」として一般に開放されている。なお、この池の水は星川として市街地を潤し、やがて一級河川忍川となって元荒川に注いでいる。



万平公園となっている万平出し

3. 県庁が熊谷に移転

なんといっても澹如が後世に名を残す最大の功績は熊谷への県庁移転であった。

新政府は欧米諸国の富強の基礎が工業化に

あったと考え、手始めに官営の機械製糸工場の設立を決定し、明治5年(1872)10月4日、養蚕地帯の群馬県富岡に模範官営工場として富岡製糸所が操業を開始した。その創業前の同年1月24日、租税頭陸奥宗光と大蔵省三等出仕渋沢栄一らが、この富岡製糸所視察の途中、熊谷宿に宿泊した。当初は、開店早々の清水旅館に宿泊の予定であったが、人気が高く、非常に混雑していたことから、もう少し静かなところをとの相談が、渋沢栄一から澹如にもたらされた。日頃より懇意にしていたことからの依頼であった。澹如から命じられた熊谷町役場の黒田時雨次郎は町内を探し回ったが、希望にかなう適当な宿舎が見付からなかった。仕方なく、町外であるが隣町の石原宿にある料亭松屋の離れ座敷を思い出し、交渉したところ、「お宿は一向差支えありませんが、寝具がありません」とのことであった。時雨次郎から話を聞き、澹如は寝具その他什器を自宅(本陣)から運び、一行を案内したところ、非常に満足され喜ばれた。

そんなことから、澹如は朋友陸奥宗光の来県を知り、その夜、宿舎を訪れ、思い出話に花を咲かせた。その中で「熊谷は今、入間県の管轄に属し、支庁が深谷にあるものの何かと不便を感じている。熊谷にも支庁があれば

と思っている。願わくば、支庁よりも県庁の設置を希望しているのだが。」と日頃の思いを漏らした。すると、陸奥から「熊谷は中山道での中枢の地であるから、県庁の設置もあながち不可能ではあるまい。希望するなら、太政大臣宛てに詳細の事情を開陳した建白書を提出されよ。もしこれが廟議に上ったら我々も十分その達成に尽力するであろう。」と思ってもみない有り難い言葉が返ってきた。この言葉に澹如は大いに喜び、早速その運動に着手すべく行動を起こした。まず澹如は町役場に地図等の作成を依頼し、建白書については自ら起草し、その浄書は明治天皇行幸の折に揮毫上覧したことのある書家の小泉香鑾に頼み、これらをまとめて太政大臣に提出した。しばらくののち、陸奥から「目下詮議中ゆえ、すぐに来宅されたし」との知らせが入った。澹如は、直ちに上京し、陸奥宗光を訪問した。その際、陸奥から「もし県庁設置の場合、その庁舎及び官吏の住宅等は差支えないか」と質問され、澹如は「庁舎はとりあえず熊谷寺の庫裡を当て、官宅は町内にある空家・空室で十分間に合う見込みである」と答えた。澹如は郷里熊谷に戻り、早速、住宅探しに取り掛かり、当面の処置として、38戸を探し出し提出したという。当時の熊谷宿の戸

数は1,013戸というから、その努力は大したものであった。

明治6年2月、明治政府から、入間県令沢簡徳に福岡県令への転任辞令が出て、その後任として印旛県令の河瀬秀治が入間県令に着任してきた。それも同時に群馬県令をも任ぜられての異動であった。同年3月河瀬県令は入間・群馬の両県を統合するための合同の事務局をその中間の熊谷に置くこととし、熊谷寺庫裡をもって庁舎に充てた。合同



名勝「星溪園」

事務局ではあったが、澹如の願望が叶ったものであった。

その年の6月15日、願ってもない朗報が届いた。明治政府は入間・群馬の両県を廃して「熊谷県」を設置し、熊谷に県庁を置くと発令したのであった。この時の熊谷町民の喜びようは一通りではなく、「県庁が来た」と言っ

て狂喜したという。ここに、内陸県である蚕糸王国としての熊谷県が成立したのであった。

この府県名を決定するに当たって、明治政府は旧体制の象徴である国名をつけることを廃し、県庁の置かれた町の名をそのまま府県名とすることとした。熊谷町に県庁が置かれた熊谷県も例にもれず熊谷県と名付けられた。

しかし、明治新政府はこのルールにも小さな抵抗をしている。

明治維新の折、官軍いわゆる新政府側に協力した藩は藩（藩所在地が県庁所在地となった）のある町名がそのまま県名となったにもかかわらず、幕府側、いわゆる反新政府側の藩は藩のある町名をとらず、その藩の属する郡名を県名としたのであった。

そのため、川越藩も川越県とならず郡名をとって入間県に、岩槻藩も岩槻県とならず埼玉県となったのであった。

埼玉県は、当初、県庁は岩槻町と決定されたが、岩槻町には適当な庁舎がなかったことから、浦和宿にあった明治維新時に一時的に設置された旧浦和県庁舎を仮庁舎として使用することとなったのだが、その後も一度も岩槻に戻ることなく現在に至っている。

4. 熊谷県の廃止

明治7年7月、河瀬県令は内務大丞に栄転していった。そして、その後任に足柄県（神奈川県）の参事である揖取素彦が2人目の熊谷県令として着任した。

この揖取県令の明治9年8月21日、全国的な府県制の見直しが行われ、熊谷県の区域の

武蔵国に属する南半分が埼玉県に合併され、残りの部分がもとの群馬県に復することとなった。

澹如は、大いに憤慨し抗議したが戻ることはなかった。澹如が努力した熊谷県令もたった3年2か月という短期間で幕を閉じてしまった。

熊谷県廃止後、揖取県令は群馬県令となり、前橋に赴任していった。群馬県人には大変歓迎されての赴任であったという。

このような県域に改められたのには次のようないきさつがあった。

熊谷県成立に先立つ明治5年7月、埼玉県令野村盛秀と入間県令沢簡徳が連名で大蔵省に意見書を提出した。その趣旨は荒川の治水対策には、これまでのように埼玉・入間の2県に分かれては真の治水対策が立てられない。この荒川を含む一つの県をつくるのが治水対策の根本であるというものであった。その時点ではこの意見書は陸奥宗光により無視され、熊谷への県庁移転に反対であった入間県令沢簡徳を転勤、陸奥宗光の意に添った河瀬県令の赴任により、澹如の意見書が取り上げられることとなり熊谷県が成立したが、結局、河瀬県令の転任と府県制の見直しが引き金となり、その意見書通りの埼玉県が成立することとなったのであった。

澹如は、その後も熊谷への県庁誘致について努力し、明治19年、明治30年と県議会に取り上げられたものの実現には至らなかった。

5. 埼玉県議会初代議長に就任

府県の形がほぼ固まった明治12年4月、第1回の県議会議員選挙が布達され、埼玉県では総勢40名の議員が誕生した。

選挙権は県内に居住する満20歳以上の男子で地租5円以上を納める者、被選挙権は3年以上県内に居住している満25歳以上の男子で地租10円以上を納める者とされ、埼玉県では、選挙権を持つ者は全人口5%、被選挙権を持

つ者は2.5%と少ないものであった。

澹如も大里・幡羅・榛沢・男衾郡（後に合併して大里郡となる）の選挙区から選任され、その6月19日、浦和宿の師範学校（現在の浦和図書館の地）で開会された第1回通常県議会において、初代議長に互選された。

選任方法が立候補制でなく、被選挙権者名簿の中から自由に選ばせるものであったことから、選出された人材はいずれも地方で区長、副区長などの要職にあった第一人者であったことから、議長の選出は容易でなかったが、その中でも中央での名声の高さから澹如が指示を得たのであった。

6. 本県初の中学校を設立

子弟教育にも大いに力を注いでいる。

明治5年に学制が頒布され、初等教育の体制が一応整うこととなったものの、澹如はそれを教育する教員の養成と初等教育後の中等教育の必要性を鑑み、それらの機関の設立に傾注していった。

まず、師範学校については、前橋に設立されていた教員伝習所を、熊谷県の成立とともにそれを本庄に仮移転させ、その名も暢発学校と改称するとともに、翌7年3月には熊谷に移転させてしまった。そして明治9年2月には念願の県立師範学校としたのであった。

また、澹如はその9年の11月に村岡村（熊谷市）に中等教育機関としての「書見場」を仮開校、そして翌10年2月に教場を熊谷の竹町（鎌倉町）に移し、名も「折てい学舎」と命名した。

この折てい学舎も、明治11年1月9日には、埼玉県から認可を得、県内最初の独立中等教育機関としての私立折てい学舎中学校として再出発したのであった。

澹如の努力により、熊谷に師範学校と中学校とともに県下初の教育施設が存在することとなったものの、明治12年に師範学校が、その5年後の17年には中学校が、相次いで姿を

消してしまった。

師範学校は浦和に県立師範学校が設立されるに伴い、一時、分校とされたが、その後浦和に統合され、廃校となった。また、中学校は講師が大竹青山ただ1人であったことから、青山の病没により、後任が見付からないままの廃校であった。

晩年は、多景居幽谷と号し、全国から俳人と呼ばれ、自らの別邸（星溪寮）で句会を開催する日々を過ごしていたが、明治44年に妻・久仁が64歳で他界してからはめっきり弱くなり、病に倒れたのを機に、大正元年（1912）8月7日、看病の甲斐なく、帰らぬ人となってしまった。行年74歳。菩提寺は熊谷寺、法名は喬松行誉徳哉澹如居士であった。

なお、澹如の3女の三和子は秩父セメント社長の諸井恒平に嫁し、諸井貫一等諸井一家の祖となるなど、澹如の血は今でも累々と生き続けている。



告知板

ものづくり大学で学ぶ

学生募集

社会人入学・事業主子弟に対する 推薦入学のご案内

ものづくり大学では、現在、2004年度（平成16年度）の学生募集を行っております。

本学への入学対象となる者は、主に高等学校の新規学卒者（既卒者も含む）ですが、社会経験を積んだ方（社会人入学者）に門戸を開いた社会人・勤労者向けの入学試験制度を設けております。

社会人・勤労者に対する入学試験は、企業に勤めている方、あるいはこれまでに勤めた経験のある方、または製造業、建設業の後継者（将来の後継者を含む。）が応募の対象者となります。

社会人入学をめざす方および事業主の後継者で、業界団体、事業主等から推薦を受けた方は、新規学卒者であっても社会人・勤労者と同じく学科試験を免除された、書類審査およびプレゼンテーションによる推薦入学の試験を受けることができます。

ものづくりに意欲を持つ若きテクノロジストをめざす方、社会経験を積んだ方が、本学で真に社会で役立つ「ものづくり」の本質を学ばれることを期待しております。

ものづくり大学とは、このような大学です。

■「ものづくり」は「ひとつくり」、テクノロジストを育てる大学です。

日本の「ものづくり」の基盤を担う人材を新しい構想で育てることを目的に、平成13年4月、行田市に「ものづくり大学（私立の4年制大学）」が国、自治体、産業界の支援を受けて開学しました。

開学から3年目となり、1,000名強の学生が製造技能工芸学科と建設技能工芸学科で頭と体と心を総動員して勉学に励んでいます。

本学の教育目標は、既存の工科大にないシステムで学ぶことで、「ものづくり」の「技」と「知恵」と「心」を合わせもつ創造性豊かな人材の育成が目標であります。それは、21世紀においても日本が「ものづくり」で世界のトップランナーであり続けるため、「ものづくり立国」の施策を支える「テクノロジスト（高度実践技術者）」の育成を求められているからであります。

■「ものづくり」の真髄、技能工芸学を究める大学です。

本学で、「ものづくり」のベースとなる技能技術と科学的な理論を総合的に学ぶことにより、ものづくりの現場に即した知恵が反映できる能力を身につけることができます。

また、生産現場でリーダーシップを発揮できるように、マネジメント能力、企画力、想像力を身につけられます。さらに将来、自分自身で新事業を創出する能力（起業マインド）、グローバル化に対応した国際性を養うことも重視した教育をめざしています。

これらの目標のもとに、技能、科学、経済、情報、芸術、環境などの分野を統合し、高度な技能技術を基盤としながら、地球規模の視野に立つ感性と理論性をそなえた教育と研究を行う学問が「技能工芸学」であり、本学こそ、それを究めるところです。

技能工芸学部	製造技能工芸学科	工業製品の生産（機械系）現場で活躍するための総合的な知識と技能技術を究める学科
	建設技能工芸学科	土木・建築の建設現場で活躍するための総合的な知識と技能技術を究める学科

■教育の特色—実学重視で「ものづくり」の本質を学ぶことができます。

本学の教育の特色は、ものづくりの実社会に直結した教育を重視し、キャンパス内の授業の約7割が、実習、実験、演習などの実技型の科目とし、学生は入学直後から、ものづくりの現場で使われている道具や最新機器を駆使して、ものに直接ふれながら、ものづくりを体験し学びます。

また、教授陣についても多くの教員が産業界の経験者で、特に実習については、ものづくり現場の第一線で活躍している方々を非常勤講師として迎えることにより、時代と社会からの要請に適合する教育・研究が実践されます。

■社会人入学のメリット—多様な入試制度の活用と学習経験・社会体験による単位認定

社会人入学をめざす方へのお勧めの第一が社会人・勤労者推薦入学試験です。ペーパー試験と違い、プレゼンテーション試験は、ものづくりに対する自分の体験や将来への希望などをアピールしていただくもので、目的意識の高い方に広い門戸が開かれています。特に製造業や建設業などの後継者子弟の方に、最適とも言えます。

第二のお勧めがAO（アドミッションズオフィス）入学試験です。エントリー・出願期間が長いので、社会人にとっていつ起こるかかわからない進学ニーズに、いつでもお応えします。

入試方法も、正式受験の前に面接やE-mailで教員とやり取りし、ものづくりに対する意欲や向学心と同時に、将来の方向や学習の方法などまで相談、確認した上で受験を決定できます。

入学後には、これまでの学習経験や社会経験などが、本学の要求水準を満たす場合は、学習単位として認定され、実質的な学習期間の短縮となる特典があります。

2004年度（平成16年度）社会人入学・AO入学試験日程

入学試験区分	出願期間	選考日	合格発表日	募集人員	
				製造	建設
社会人入試	11月4日（火）～ 11月12日（水）	11月16日（日）	11月19日（水）	20名	20名
	2月17日（火）～ 3月9日（火）	3月13日（土）	3月15日（月）		
AO入試	エントリー・出願期間 6月21日（土）～ 3月15日（月）	随時面談	9月5日（金）～ 3月19日（金）	30名	30名

■学生納付金等について

授業料等の学生納付金は、入学年度は150万円（入学料30万円含む）。2～4年度は各年度毎に120万円（授業料の他、実験実習費、施設整備費を含む）です。

授業料は、年4回の分割払いもできます。年4回分割払いの場合には、入学時に必要な学生納付金は84万円となります。

願書請求や入学に関しては、下記にお気軽にお問い合わせください。

ものづくり大学 学務部教務課 入試係

〒361-0038 埼玉県行田市前谷333番地

TEL 048-564-3816

本学ホームページ <http://www.iod.ac.jp/>

建設リサイクル法届出済シールの交付について

埼玉県県土整備部技術管理課

1 導入理由

- ・第三者にも確認が容易な届出済シールの貼付により、届出済工事であることを明確にし、届出制度の一層の周知を図ります。
- ・建設リサイクル法の対象建設工事であることを施工者の方に意識していただき、より適正な施工を促進します。
- ・建設業（解体工事業）の標識に届出済証を張り付けていただくことにより標識の掲示を促進します。

2 実施時期

- ・平成16年4月からの県下一斉導入を目指し、県土整備事務所では、平成15年10月1日の届出受理分から実施します。県土整備事務所以外の特定（限定特定）行政庁では、準備のできた市町から順次実施する予定です。（ただし、建設リサイクル法の業務は自治事務であるため、行政庁の判断により実施しない場合もあります。）

3 実施方法

- ・届出書受付時に、発注者（又は代理人等）又は自主施工者に「届出済シール」を交付し、現場の元請業者の標識（解体工事業者登録票又は建設業の許可票）の表面の余白又は文字を隠さない場所に貼付していただきます。
- ・窓口では、「届出済シール」に受付日、受付番号を記載するとともに、協力依頼のチラシ（別記様式）を添えて交付します。
- ・工事終了後は速やかに標識から剥がしてください。

4 届出済シールの様式

県土整備事務所で交付するシールの様式は次のとおりで、地色は目立つようにピンク色です。なお、シールの様式等は行政庁により異なる場合があります。

建設リサイクル法届出済	
受付日	見本
受付番号	
埼玉県〇×県土整備事務所	

※各県土整備事務所では届出書受付時に受付番号等必要事項を油性マジック等で記入して交付します。

5 その他

- ・届出済シールの貼付は、法に基づく義務ではなく、任意に協力をお願いするものです。
- ・届出済シールの貼付は届出工事（民間工事）を対象とし、通知工事（公共工事）は当面の間、対象としません。

建設リサイクル法届出済シールについて

埼玉県では、平成15年10月より、県所管地域において建設リサイクル法の届出書を受け付けた際に、届出を行った人に対して「建設リサイクル法届出済シール」を交付することになりました。

対象建設工事の発注者の方は、受注者に対し、工事現場に掲示する標識の余白又は文字を隠さない場所に「建設リサイクル法届出済シール」を貼付するよう指示してください。受注者の方が発注者に代わって届出書を提出した場合には、発注者に届出完了と併せて報告をするとともに、標識に貼付してください。なお、届出書が受理された日を含めて7日間は着工できません。また、7日以内は変更命令を行う場合がありますので、届出日から7日目以降の着工日に貼付してください。

自主施工者の方は、門・扉等の目立つ場所に貼付してください。

なお、工事終了後は速やかに標識から剥がしてください。

・工事現場に掲示する標識

(建設業許可業者の場合) ※建設業法施行規則第25条

(寸法)
縦40cm以上
横40cm以上

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号
許可年月日	

(解体工事業登録業者の場合) ※解体工事業に係る登録に関する省令第8条

(寸法)
縦35cm以上
横40cm以上

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

【問い合わせ先】

埼玉県県土整備事務所（開発建築担当）若しくは

埼玉県 県土整備部 技術管理課

電話 048-830-5189

048-830-5197

ディーゼル車規制に関して、新車納入、装置装着が規制に間に合わない場合の取扱いについて

環境防災部青空再生課

本年10月1日のディーゼル車規制開始に当たり、八都県市では、条例を遵守する意思があり、新車又は装置を発注しているにも関わらず、使用者の責めに因らない理由で規制適用期日までに新車納入、装置装着が間に合わない車両について、「八都県市確認証明書」を発行することとなりました。

埼玉県では、「八都県市確認証明書」を備え付けた車両については、運行車両検査等においては、その有効期限内に限り、事情を配慮した取扱いをすることとしましたのでお知らせします。

つきましては、工事、配送等の契約においてディーゼル車規制に適合した車両の使用を求めるなど、積極的に取り組んでいただいている企業の皆様をはじめ、関係各機関におかれましても、当該車両の使用について、特段の御配慮をお願いします。

「八都県市確認証明書」の発行について

1 発行条件

条例遵守の意志があり、原則として、規制適用開始前までに新車又は装置を発注していること。ただし、その他の特殊事情については、各都県市において判断する。

2 有効期限

原則、最長で平成15年12月末までとする。
それ以上の期間を要すると見込まれる場合は、個別協議とする。

3 手続き

(1) 本則

事業者からの確認証明書発行依頼に基づき、八都県市が発注事実等の確認を行い、確認証明書を発行する。

(2) 実務上の取扱

ディーゼル車メーカー及び一部の装置メーカーについては、処理量が大量になることが見込まれるため、八都県市の事務の代行を各メーカーに認める。

その他のメーカーの取扱となるもの、その他特殊事情については、各都県市で申請を受け付け、手続きを行う。

事業者の方は、各メーカーに確認の上、手続きを行ってください。

八都県市確認証明書 (副本)	
次に掲げる車両の使用者は、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の条例によるディーゼル車規制において、条例を遵守する意思を 有し、使用する車両に八都県市指定粒子状物質減少装置の装着を予 定していることを認める。	
見 平成 15年 月 日 八都県市ディーゼル車規制調査会 主任調査官 平林 宣広 印	
登録番号	八王子 800 ○ 1234
使用者の名称	有限会社 太郎
使用者の住所	東京都新宿区西新宿 三丁目8番1号
使用の本拠地	同上
車台番号	登録日 平成 15年 月 日
装置予定装置名称	装置予定装置型式
有効期間	平成 11 月 末 15年 11 月 まで
受付番号	182110001

埼玉県企業局の工業団地（その1）

埼玉県企業局 分譲推進課

埼玉県企業局では現在、以下の10の工業団地を分譲（うち1団地は造成中）しております。

- | | | |
|---------------|-------------|------------------|
| ① 秩父みどりが丘工業団地 | ⑤ 杉戸深輪産業団地 | ⑧ 羽生下川崎工業団地（造成中） |
| ② 騎西藤の台工業団地 | ⑥ 行田みなみ産業団地 | ⑨ 川本春日丘工業団地 |
| ③ 本庄いまい台産業団地 | ⑦ 妻沼西部工業団地 | ⑩ 嵐山花見台工業団地 |
| ④ 加須下高柳工業団地 | | |



今回は、県西部及び北部において分譲中の工業団地の紹介をさせていただきます。

◎ 秩父みどりが丘工業団地



所在地：秩父市みどりが丘 及び
秩父郡吉田町大字下吉田地内

交通：秩父鉄道皆野駅から約5.0km
国道140号から約5.0km
国道299号から約3.5km

価格：19,700円/㎡～23,100円/㎡

企業局で分譲している団地の中では
最も低い価格設定となっております。

また、当団地はリースも可能です。
(区画により異なるが150円/月坪程度)

国道140号皆野寄居バイパスも開通し、関越道花園I.C.からのアクセスが格段に向上しました。

県産連 だより

○東日本建設業保証株式会社 埼玉支店

ISO導入診断のご案内

平素は、当社の前払金保証及び契約保証をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当社のホームページ(<http://www.ejcs.co.jp/>)では、様々な情報提供を行っておりますが、今回は、ISO導入診断をご紹介します。これは、ISO9001(以下「ISO」と略します。)の導入を検討している企業の皆様に、画面上で20の設問にお答えいただき、「導入診断結果表」と「設問別アドバイス」をご提供するものです。ISO導入診断の結果、ISOを導入するためには、何を準備してどのように活動を進めていくか、また、どのような仕組みを作っていけばよいかのわかるようになっていきます。

ISO、ISOコンサルティングについて詳しく知りたい方は、当社の100%出資子会社である株式会社建設経営サービスのホームページ(<http://www.kks-21.com>)をご覧ください。

○埼玉県電気工事工業組合

第7回でんき元気キャンペーンの開催

埼玉県電気工事工業組合は、平成15年8月8日に第7回でんき元気キャンペーン(提案型技術営業のノーハウ講習会)を埼玉県電気工事工業会館で開催した。今回は「住宅防犯のすすめ」をテーマに、カラーモニターTV付インターホン『玄関番』などの説明を松下電工株式の担当者から受けるとともに、同商材を組み込んだ提案ボード(販売お手伝いツール)の斡旋を受けた。

当日は、同キャンペーンに参加している2百数十名の組合員の中から約70余名と、今回初めて参加した新規登録者十数名を合わせ、90名近い組合員が参加して催された。

始めに、このキャンペーンの計画と実行について指導している全日本電気工事工業組合連合会の副会長であり、当工組の理事長である小澤理事長が、主催者を代表して「キャンペーンに参加された方々は、提案型技術営業を是非とも身に付け、固定客の確保拡大に努めて欲しい。今後も皆様方のお仕事をもっと向上、発展させるべく努力してまいりますので、皆様も頑張ってください」と挨拶した。その後、松下電工株から提案型技術営業の進め方、カラー玄関番や玄関・窓かんたん防犯商品などの詳しい説明を受け終了した。

○埼玉県建築士事務所協会

全国大会の受け入れについて

当協会では、いよいよ平成17年に埼玉県において建築士事務所の全国大会を受け入れる事となりました。本大会は全国から約3千名の会員が参加する大規模なもので準備に約2年は充分かかります。また、この年は埼玉県建築士事務所協会の設立30周年にも当たり、且つ又、全国大会30回大会にも当たり節目のある大変意義ある大切な大会でもあります。9月より準備会が発足し、準備に邁進いたします。

さて、不景気不景気と言われ続けていますがいくらか景気の上向きとの情報が伝えられるようになってきましたが、我が建設業界をみると少子高齢化社会に突入して益々先細りの状況であります。当協会では新方針と致しまして「エコ事業」の展開を図って今年から着手しました。まず、手始めに会員を対象に研修会を開催し、これからの事業の展望・将来性を見越してこの新規事業と耐震診断・改修、バリアフリー事業を会員の事

業の柱に育てるよう企画しております。

(宮原 克平)

○埼玉県環境安全施設協会

親睦ボウリング大会の開催

会員相互の親睦融和と運動不足解消、健康増進を図るため、恒例の第4回親睦ボウリング大会を、8月2日(土)さいたま市内のボウリング場で会員各社から75名が参加して盛大に開催された。

当日は、梅雨明け直後とあって最高気温が30度を超える猛暑でありましたが、ボウリング場内も参加者の熱気でムンムンするなかでのゲームとなった。

皆、普段の忙しい仕事を忘れ優勝をめざしてゲームに熱中し、ストライクを連発する者、ガターで溝掃除をする者等一喜一憂しながらのゲームであったが和気藹々のうちに参加者全員が無事2ゲームを投げ終わった時には、心地好い疲労感のなかお互いの健闘をたたえ合っていた。

ゲーム終了後、表彰式が行われ上位入賞者に宮田会長から賞状とカラーテレビ、DVDプレーヤーなどの豪華賞品が授与された。上位入賞を逃した者は来年こそは絶対に入賞するぞと雪辱を誓っていた。

表彰式後、缶ジュースで乾杯して入賞者を祝福するとともに大会開催に尽力した安全衛生実行委員会の皆さんに感謝し、成功裡のうちに大会を閉じた。

○(財)埼玉県建築住宅安全協会

埼玉県建築基準法施行細則の改正について

埼玉県建築基準法施行細則の一部が改正され、8月29日に公布されました。主な改正点は、次のとおりです。

①定期報告の対象となる建築設備に、給水設備及び排水設備が加わりました。施行は、来年4月1日です。

②報告書の様式が、大幅に変わります。具体的な内容については、現在検討中ですが、来年3月31日まではこれまでの用紙で報告可能です。

なお、他の9市特定行政庁においても、それぞれの細則を同じ内容で改正する予定で検討中です。

また、本会では、これらの改正を受けて、様式の内容が固まり次第『定期報告実務要領講習会』を開催します。時期については、12月中の開催を目指していますが、作業の進行状況によっては年が明けてからになる可能性もあります。本会への『業務届』をされておくと、開催時期を確実に知ることができます。『業務届』は1,000円の御負担をいただくだけで、定期報告に関する情報を3年間お届けします。詳しいことについては、安全協会事務局(TEL048-865-0391)にお問い合わせください。

○埼玉県建設コンサルタント技術研修協会

平成15年度設計技術発表会及び新技術説明会

- 1 開催日時 平成15年10月24日(金)
9:00~12:00
- 2 開催場所 さいたま共済会館505号室
- 3 参加者数 50名
(会員及び県、市町村職員)

平成15年度技術分科会ミニシンポの開催

- 1 開催日時 平成15年10月24日(金)
13:00~17:00
- 2 開催場所 さいたま共済会館505号室
- 3 参加者数 50名(会員及び希望者)

連合会日誌

- 7月19日 熊谷スポーツ文化公園開園式（熊谷スポーツ文化公園）に関常務理事出席
- 7月24日 **広報委員会**
健産連ニュース第97号の発行、第98号編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール等について協議
- 7月25日 **建設業経営講習会**
（社）埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証（株）埼玉支店との共催
「平成15年度版経審評点アップ対策」
於：埼玉健産連会館センター3階大ホール 受講者180名
- 7月26日 細谷金作氏黄綬褒章受章を祝う会（川越プリンスホテル）に関常務理事出席
- 7月28日 自民党「公共工事事業品質確保に関する議員連盟」との意見交換会（自民党本部）に島村会長出席
- 8月6日 **研修指導委員会**
平成15年度事業実施計画等について協議
- 8月8日 **正副会長会議**
理事会付議事項について事前協議
理 事 会
役員の補欠選任等について協議
- 8月19日 全国健産連正副会長会議並びに総務・広報・構造改善対策委員会合同会議（建設業振興基金）に島村会長等出席
- 9月25日 自民党県議団「県土整備部会 団体との意見交換会」（県議会）に出席
- 9月25日 全国府県健産連会長会議、大分県大分市で開催
～26日 島村会長等出席
- 10月1日 全国健産連要望活動（自民党・国土交通省等）に島村会長等出席
- 10月9日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール審査を実施

□全国ネットの調査網による物価本

月刊 建設物価

設計・積算・資材・調達・契約・審査

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を掲載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料(税込み) 送料サービス
■毎月配本 37,200円
(1冊あたり3,100円)
■B5判/約900ページ
一部定価 3,800円(税込)

□土木工事市場単価情報誌

季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

年間購読料(税込み) 送料サービス
■年4回配本 12,000円
(1冊あたり3,000円)
■B5判/約390ページ
一部定価 3,400円(税込)

□建築と設備工事の情報誌

季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築・設備工事で市場単価21工種掲載。標準施工単価は65工種を掲載。共通費率早見表も面倒な計算が省略でき好評です。

年間購読料(税込み) 送料サービス
■年4回配本 15,800円
(1冊あたり3,950円)
■B5判/約760ページ
一部定価 4,600円(税込)

国土交通省公表土木工事標準歩掛

平成
15年度版

国土交通省土木工事積算基準

■国土交通省大臣官房技術調査課/監修 ■B5判/930ページ/定価9,030円(税込)

原動機燃料消費量、排水構造工をはじめ13工種の見直し。

国土交通省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説

平成
15年度版

土木工事積算基準マニュアル

■建設物価調査会/発行 ■B5判/約1000ページ/定価9,480円(税込み)

平成15年度版「国土交通省土木工事積算基準」の標準歩掛に基づき、各工種毎に具体的な積算事例を豊富に収録し、積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ実用的な解説書です。

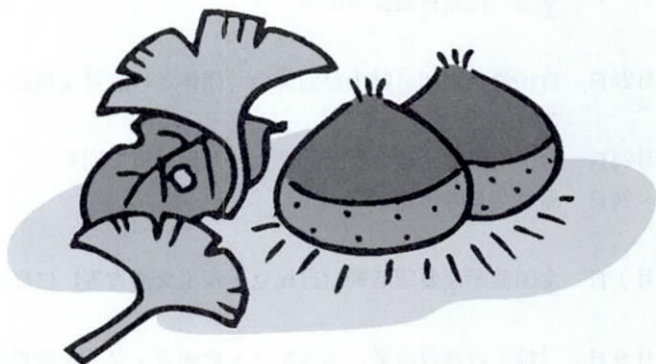
ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



<http://www.kensetu-navi.com/>
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル
☎(03)3663-8761(代) FAX (03)3663-1397



社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

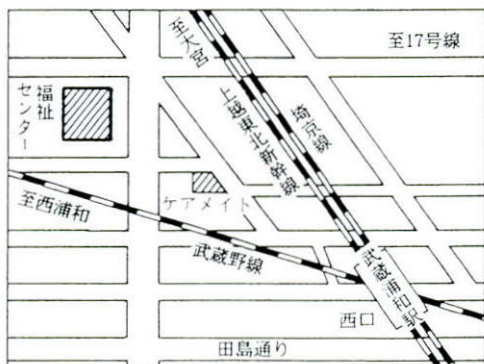
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111
 会長 島村 治作

(平成15年10月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	〃	〃	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 大澤二三夫	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会長 高木 容	〃	〃	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 荒井 正幸	〃	〃	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 片渕 重幸	〃	〃	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	〃	〃	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 小川 雅以	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 山田 欣一	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	048(522)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市浦和区常盤9-5-8 ときわビル2階	330-0061	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 宮田 勉	さいたま市桜区宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充徳	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白沢 芳正	〃	〃	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	〃	〃	048(866)4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充徳	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 飯田 康勝	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
(社) 日本植機コンサルタント協会関東支部埼玉県支部	会長 笠原 保孝	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社) 埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	さいたま市浦和区高砂4-4-1 三幸ビル2階	330-0063	048(863)0988

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203
------------	---------	-----------------	----------	--------------



埼玉建設労働者研修福祉センター をご利用下さい

- 【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7
 【電話】048-861-4311
 【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、
 和室、レストラン、喫茶ルーム
 【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第98号

平成15年10月15日発行

発行 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
 企画・編集 広報委員会
 〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号
 電話 048-866-4301
 FAX 048-866-9111
 印刷 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-6-9
 株式会社 信陽堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月